

坂東市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第6項の規定に基づき、監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成30年12月12日

坂東市監査委員	飯田 修
同	渡辺 昇

平成 3 0 年 度

市長からの要求監査結果報告書

平成30年12月12日

坂東市監査委員

## 市長からの要求監査結果報告書

### 第1 監査請求の要旨

1 長期間にわたり、予算に計上されていない現金を不適切に管理していた事案が判明したため、地方自治法（以下「法」という。）第199条第6項の規定に基づき、その内容を明らかにし必要な措置を講ずるために監査を求める。

(1) 坂東市が平成26年度に実施したパプアニューギニア農業支援交流現地視察団（以下「PNG農業支援交流視察団」という。）の視察に伴い、市が支出した負担金の残金が発生したにもかかわらず、精算処理が行われず、平成26年6月から平成30年4月までの長期間にわたり市の会計に返還することなく収入支出を繰り返していた事実。

### 2 提出された書面

- ・経過書
- ・出納関係書類（収支内訳書、領収書等）
- ・農業支援交流現地視察負担金に係る預金通帳及び印鑑

### 第2 監査の執行

#### 1 監査対象事項

視察負担金の残金を市へ返納せず、収入支出を繰り返していた行為（以下「当該行為」という。）

#### 2 着眼点

- (1) 当該行為の違法性
- (2) 市の損害
- (3) 財務会計上の行為
- (4) 残金の管理方法

#### 3 監査の対象部課

企画部企画課を監査の対象部課とし監査を実施した。

#### 4 監査の方法

監査に当たっては、法第199条第8項の規定に基づき、対象部課から提出された関係書類等の調査を行うとともに、関係職員からの事情聴取を実施した。

#### 5 監査の期間

平成30年11月2日から平成30年12月5日まで

### 第3 事実関係の確認

関係書類の調査及び関係職員からの事情聴取によって確認した事項のうち、主要なものは次のとおりである。

#### 1 書類調査による事実確認

(1) 収支内訳書と領収書及び預金通帳による残額の確認（詳細：別紙）

収入

単位：円

項目	件数	金額	摘要
市負担金	1	8,120,000	
渡航費一部負担金	1	600,000	100,000円×市議6名
その他の収入	10	15,195	ご厚志・負担金・利子等
<b>合計</b>	<b>12</b>	<b>8,735,195</b>	

支出

単位：円

項目（推定される支出）	件数	金額	摘要
PNG 視察団関連経費	19	2,758,824	解団時残額 5,971,176円
PNG 姉妹都市関連経費	5	24,370	
<b>小計</b>	<b>24</b>	<b>2,783,194</b>	
リトアニア農業大臣視察関連	9	760,884	
リトアニアオリンピック委員会視察関連	10	670,094	
リトアニア共和国視察訪問関連	2	2,695,680	
リトアニア文化交流事業関連	9	22,519	
ホストタウン関係食事代	1	76,950	

新庁舎関連	11	60,228	
コーセー桜植樹式関連	8	113,426	
さくらのまちづくり・観光施設関連	4	86,071	
小 計	54	4,485,852	
合 計	78	7,269,046	
差引残額		1,466,149	

## 2 事情聴取の結果

(1) 日 時 平成30年11月19日(月)・27日(火)

(2) 場 所 監査委員事務局・会議室1-2

(3) 出席者 代表監査委員、監査委員

総務部(元部長1名、元次長1名)

企画部企画課(元部長2名、元課長2名、元課長補佐1名、  
係長1名、元係長1名)

監査委員事務局長、書記1名

(4) 聴取要旨

### ① 取り扱いの経緯について

PNG農業支援交流視察団の予算は、平成26年6月20日に補正予算として812万円の専決処分がなされ視察に使われたもので、同年7月24日にはPNG農業支援交流視察団は解団されている。しかし、前市長の指示により市一般会計への入金をせずに口座預金にて管理されていた。専決処分の承認議案は、同年9月定例会議にて即決されているが、残金及び精算に関する説明は一切なされていない。

平成26年度末に精算の機会があったが、前市長の「もう少し持っておけ」の指示により保留となった。

PNG農業支援交流視察団解団後、1年半を経過するころから市一般会計歳出予算を補う形で、本来の目的とは異なるオリンピック・リトアニア誘致関連事業に支出した。以降、慣例化し長期間にわたり支出を繰り返して管理していた。

### ② 残金の管理について

前市長の確認を元に、企画部長・企画課長の指示により口座預金で管理されていた。

③ 収入支出の決裁行為について

決裁行為は無く、高額の場合は前市長・部長・課長との口頭による報告・指示・相談のみで、預金通帳及び現金による支払い、パソコンへの収支入力と領収書のみで管理されていた。

### 3 確認事項

(1) 姉妹都市

姉妹都市提携について、前市長は平成26年9月定例会議において「坂東市とパプアニューギニア独立国ヘラ州タリ市が友好と親善のきずなを深め、教育・文化・社会・経済及び農業分野等の交流を促進することを希求し、姉妹都市として提携を宣言するもの。今後は、農業を中心に交流を深めていく。」と議案の提案理由を説明している。

(2) 現地訪問団

PNG農業支援交流視察団は、市議会議員6名をはじめ、JA岩井職員1名、市役所職員5名、顧問(元パプアニューギニア大使)、パプアニューギニア名誉領事館第一書記の14名で構成されている。

(3) 渡航目的

坂東市とパプアニューギニア独立国ヘラ州タリ市との姉妹都市の提携と、農業支援の交流を促進するための視察を目的とする。

(4) 渡航先

パプアニューギニア独立国ヘラ州タリ市

(5) 渡航期間

平成26年7月8日(火)から7月12日(土)

(6) 議会対応

PNG農業支援交流視察団の予算は、平成26年6月20日に補正予算として812万円の専決処分がなされ視察に支出されたもので、同年7月24日にはPNG農業支援交流視察団は解団されている。

さらに、専決処分の承認議案は、同年9月定例会議にて即決されてい

る。その際、当時の総務部長より「旅費関係と宿泊費及び食事代等については、パプアニューギニア政府が負担をしてくれた。」と報告はあったが、金額については触れられておらず、残金597万円余及び精算、返納に関する説明は一切なされていない。

(7) 負担金

PNG農業支援交流視察団に対する負担金は、市に設置された団体に対する任意の負担金で元職員AがPNG農業支援交流視察団団長として請求・受給をしている。

(8) オリンピック・リトアニア

PNG農業支援交流視察団解団後、1年半を経過するころから一般会計歳出予算を補う形で、本来の目的とは異なるオリンピック・リトアニア誘致関連事業に残金を支出していた。

(9) 農業支援交流現地視察負担金に係る経緯

年月日	経緯
H26年 6月 4日	市議会定例会
～12日	
20日	農業支援交流現地視察負担金 補正予算専決処分
7月 1日	預金口座開設〈視察団長名（職員A）〉
7月 2日	負担金（812万円）預金口座へ入金
7月 上旬	視察団員（14名）決定
7月8日～12日	PNG農業支援交流視察団渡航
7月14日	姉妹都市締結記者発表
7月24日	視察団解団式（残金 5,971,176円）
9月 3日	市議会定例会本会議 専決処分承認即決
10月14日	パプアニューギニア関連最終支出（残金 5,950,806円）
H27年 3月31日	負担金（概算払）精算書作成〈視察団長名（職員A）〉 ⇒前市長から精算保留の指示
9月18日	市議会定例会本会議 平成26年度決算認定
.....	.....

H28年	1月26日	リトアニアホストタウン登録決定通知
	2月25日	リトアニア関連支出開始
	3月11日	預金口座名義変更〈視察団長名（職員A）⇒（職員B）〉 ※前市長の支出指示により、プロモーションビデオ・パンフレット作成
	7月18日～22日	リトアニア視察団渡航
	10月14日	リトアニア文化交流事業（岩井公民館）
	11月 1日	新庁舎開庁
H29年	2月 7日	コーセイ桜植樹式
H30年	3月30日	不適切な会計発覚

#### 第4 監査の結果

木村市長に対し、平成31年1月末日までに、口座名義人に当該預金口座の解約とその残金1,466,149円及び平成30年2月20日から口座解約時までの発生利息を、市一般会計へ入金させるよう請求することを勧告する。併せて、再発防止に向け平成31年3月末日までに市役所内の内部統制の強化を図り、厳正なチェックを行う仕組みの構築など必要な措置を講ずるよう勧告する。

##### 理由

- 1 法第210条においては、総計予算主義の原則として「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」と規定されている。法第211条に定められた「予算の調製及び議決」では議会の議決を経る。また、法第233条第2項及び第3項に規定される「決算」においては、監査委員による決算審査及び議会の認定に付さなければならないと定められている。

当該行為は、第3の1（1）で示した収支内訳書及び別紙記載のとおり、平成26年7月24日のPNG農業支援交流視察団解団時から始まり、市会計への返還をせず多種多様の業務に平成29年5月22日まで出入金を繰り返している。その間、総額4,510,222円を支出している。本来であればPNG農業支



援交流視察団解団時の残金5,971,176円は、市一般会計の歳入、雑入項目に入金すべきものである。また、歳出にあつては、市一般会計のそれぞれの該当項目から支出すべきものである。これは、先に述べたとおり複数年の間、定められた正規の手続きを怠っている。また、坂東市予算規則、坂東市会計規則及び坂東市事務決裁規程にも反した行為である。

したがって、当該行為は違法と認定する。

- 2 市の被った損害については、第4の1で述べたとおり、法第210条で総計予算主義の原則として「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」と規定され、法第208条では「会計年度及びその独立の原則」として会計年度の始期と終期、年度内歳出は年度内歳入をもって充てることが定められている。

当該行為の行われた複数年に及ぶ期間中の収入及び支出に関する内容は、業務遂行上発生したものであり、正規の決裁行為ではないものの市の行う業務に関するものと推定される。

しかし、先に述べたとおり正規手続きを経て、歳入は雑入項目に入金し、歳出にあつてはそれぞれの該当項目から支出すべきものである。これは、坂東市予算規則、坂東市会計規則及び坂東市事務決裁規程にも反した行為である。

したがって、複数年の期間中において正規の手続きを怠り、当該行為によって発生したすべての出入金は、市の被った損害と認められる。

更に、本件については第3の3(6)議会対応で述べたとおり、定例会本会議において承認された負担金である。事業終了により発生した多額の残金については、市議会への報告とともに市会計へ返還することが当然であり、これを怠ったことは市の被った損害と言える。

- 3 坂東市がPNG農業支援交流視察団に当負担金を支出したことが、財務会計上の違法又は不当な支出に該当するかどうかについては次のとおりである。

法第218条「補正予算、暫定予算等」において、「普通地方公共団体の長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができる。」

と定められている。これに基づき、坂東市予算規則でも定めるとおり、正規の手続きを経て平成26年6月20日、平成26年度坂東市一般会計補正予算（第3号）は専決されている。第3の3（6）議会对応で述べたとおり、この専決処分の承認議案は同年9月3日定例会議にて即決されている。

負担金には、法令等の定めにより支出が義務付けられているものの他、地方公共団体が構成する団体、民間団体の行う事業や活動に対する任意的な負担金があるが、支出に関する審査の制度は無い。一方、補助金については、義務的な補助金と任意的な補助金がある。市内の団体に対する任意の補助金は、市補助金等交付規則及び市補助金等交付基準により、補助要綱等を設け補助申請から実績報告までを審査の対象としている。

PNG農業支援交流視察団に対する負担金は、市に設置された団体に対する任意の負担金である。この負担金は、市としての農業支援交流現地視察と姉妹都市締結のために公益上の必要性を有しており、正規の手続きを経て行われた財務会計行為である。また、先に述べたとおり法の趣旨に則り、負担金の支出に関する積算内容も明確であり、市財務会計上の違法又は不当にはあたらない。

しかし、負担金の原資は、市民からの貴重な税金であり限られた財源である。旅費及び宿泊費等の負担が相手国政府の厚意により大きく減額したことに伴い多額の残金が発生していた。このことから、補助金と違い精算の義務が無くとも、速やかに精算処理をするべきである。

- 4 収入及び支出残金の管理方法については、法第235条の4「現金及び有価証券の保管」において最も確実かつ有利な方法で保管しなければならない、と規定されている。このため、金融機関による預金管理が正しいとみなされる。

当該行為の残金は、銀行口座で預金管理されている。しかし、第4の1で述べたとおり違法と認められる行為であり、複数年にわたる口座預金管理に伴い残金1,466,149円が平成30年12月現在まで残り、市一般会計への返還を怠っていることも違法な行為と認められる。

- 5 これらの理由から第4の1及び4で述べたとおり、当該行為は違法と認定でき、4においては、違法な口座預金管理状態が確認できる。また、第4の2で述べた

とおり市の被った損害として認定する。

このため、法第199条第9項の規定により決定する。

## 第5 意見

監査結果については以上である。

今回の監査は、不適切な会計処理に関して、市長より監査要求があったため実施した。

本件が、前市長の指示により決定され、複数年にわたり故意に継続されていたことは誠に遺憾である。たとえ、当初の予算措置が無い場合においても、補正予算等の措置は容易に可能である。平成26年6月に補正予算として専決処分がなされ、同年9月市議会定例会の専決処分の承認議案において、すでに多額の残金が発生していたにも関わらずその報告がなされず、市議会に対する説明責任が全く果たされていない。当該行為は、市議会及び市民の信頼を大きく損なう行為であり、悪質と言わざるを得ない。市民の信頼を損ね、市の業務に対する信用の多大な失墜を招き、その影響は計り知れないものがある。前市長には、地方自治体の首長としての判断と指示に大きな誤りがあり、市政を混乱させたことに対し深く反省を求めるものである。

今後、市政運営を円滑に遂行するため、市役所内の内部統制の強化を図るとともに関係事務の改善を図り、上意下達と下意上達をうまく織り交ぜ活用することで、風通しの良い開かれた行政を目指し、市民に不安と不信感を抱かせるようなことが無きよう強く要望するものである。

## 【 パプアニューギニア負担金 】 出納簿 (項目別)

No.	年 月 日	摘 要		金 額	目 的	区 分
【3-①】負担金・利息等				8,735,195	12件	
1	H26.7.1	負担金	筑波銀行岩井支店	8,120,000	PNG視察団	負・補・交
2	H26.7.8	寸志		10,000	PNG視察団	雑入
3	H26.7.24	渡航費一部負担金	100,000円×市議6名	600,000	PNG視察団	負・補・交
4	H26.7.30	PNG大使 講演会費負担金	2,000円×市議2名	4,000	PNG姉妹都市	雑入
5	H26.8.18	利息		100	通帳利息	雑入
6	H27.2.16	利息		332	通帳利息	雑入
7	H27.8.17	利息		332	通帳利息	雑入
8	H28.2.22	利息		365	通帳利息	雑入
9	H28.8.22	利息		48	通帳利息	雑入
10	H29.2.20	利息		6	通帳利息	雑入
11	H29.8.21	利息		6	通帳利息	雑入
12	H30.2.19	利息		6	通帳利息	雑入

<b>収入合計</b>				8,735,195	12件	
-------------	--	--	--	-----------	-----	--

No.	年 月 日	摘 要		金 額	目 的	区 分
【3-A】PNG視察団関連と思われるもの				2,758,824	19件	
1	H26.7.1	抗マラリア剤 (11名)		101,200	PNG視察団	委託料
2	H26.7.1	抗マラリア剤 (1名)		9,200	PNG視察団	委託料
3	H26.7.2	レインコート 事務用品類		2,160	PNG視察団	需用費
4	H26.7.2	医薬品類		31,160	PNG視察団	需用費
5	H26.7.7	医薬品類		4,875	PNG視察団	需用費
6	H26.7.7	医薬品類		4,617	PNG視察団	需用費
7	H26.7.7	電圧変換プラグ類		5,443	PNG視察団	需用費
8	H26.7.7	乾電池		1,228	PNG視察団	需用費
9	H26.7.8	昼食代 (16名)		18,590	PNG視察団	需用費
10	H26.7.13	事務用品類		216	PNG視察団	需用費
11	H26.7.13	事務用品類		1,584	PNG視察団	需用費
12	H26.7.15	贈答品 (手拭、扇子)		68,400	PNG視察団	交際費
13	H26.7.15	贈答品 (兜)		40,000	PNG視察団	交際費
14	H26.7.15	贈答品 (風呂敷)		9,244	PNG視察団	交際費
15	H26.7.15	海外航空券 海外旅行保険類		2,335,974	PNG視察団	旅費
16	H26.7.24	フォトアルバム (ケース)		216	PNG視察団	需用費

【 パプアニューギニア負担金 】 出納簿 (項目別)

No.	年月日	摘要	金額	目的	区分
17	H26. 7. 24	写真現像代	2,400	PNG視察団	需用費
18	H26. 7. 24	DVD-R代	1,317	PNG視察団	需用費
19	H26. 7. 24	解団式 (飲食費)	121,000	PNG視察団	需用費

No.	年月日	摘要	金額	目的	区分
【3-B】 PNG姉妹都市関連と思われるもの			24,370	5件	
1	H26. 7. 30		6,000	PNG姉妹都市	負担金
2	H26. 7. 30		2,550	PNG姉妹都市	食糧費
3	H26. 7. 30		1,800	PNG姉妹都市	使用料 賃借料
4	H26. 8. 27		7,200	PNG姉妹都市	交際費
5	H26. 10. 14		6,820	PNG姉妹都市	需用費

パプアニューギニア関連と思われるもの (合計)			2,783,194	24件	
-------------------------	--	--	-----------	-----	--

No.	年月日	摘要	金額	目的	区分
【3-C】 リトアニア農業大臣視察関連と思われるもの			760,884	9件	
1	H28. 2. 25		16,632	リトアニア 農業大臣視察	交際費
2	H28. 2. 25		2,052	リトアニア 農業大臣視察	交際費
3	H28. 3. 3		10,000	リトアニア 農業大臣視察	交際費
4	H28. 3. 9		10,800	リトアニア 農業大臣視察	需用費
5	H28. 3. 9		50,000	リトアニア 農業大臣視察	交際費
6	H28. 3. 9		250,000	リトアニア 農業大臣視察	需用費
7	H28. 3. 11		12,800	リトアニア 農業大臣視察	交際費
8	H28. 3. 18		399,600	リトアニア 農業大臣視察	委託料
9	H28. 4. 4		9,000	リトアニア 農業大臣視察	交際費

No.	年月日	摘要	金額	目的	区分
【3-D】 リトアニアオリンピック委員会視察関連と思われるもの			670,094	10件	
1	H28. 4. 7		4,320	リトアニア五 輪委員会視察	交際費
2	H28. 4. 7		3,800	リトアニア五 輪委員会視察	使用料 賃借料
3	H28. 4. 7		242,110	リトアニア五 輪委員会視察	需用費
4	H28. 4. 11		9,000	リトアニア五 輪委員会視察	報償費
5	H28. 4. 12		150,000	リトアニア五 輪委員会視察	需用費
6	H28. 4. 20		49,680	リトアニア五 輪委員会視察	需用費
7	H28. 4. 20		86,400	リトアニア五 輪委員会視察	委託料

【 パプアニューギニア負担金 】 出納簿 (項目別)

No.	年 月 日	摘 要	金 額	目 的	区 分
8	H28. 4. 20		80,000	リトアニア五輪委員会視察	委託料
9	H28. 6. 7		37,584	リトアニア五輪委員会視察	交際費
10	H28. 9. 1		7,200	リトアニア五輪委員会視察	役務費

No.	年 月 日	摘 要	金 額	目 的	区 分
【3-E】 リトアニア共和国視察訪問関連と思われるもの			2,695,680	2件	
1	H28. 7. 29		2,484,000	リトアニア共和国視察訪問	委託料
2	H28. 8. 1		211,680	リトアニア共和国視察訪問	需用費

No.	年 月 日	摘 要	金 額	目 的	区 分
【3-F】 リトアニア文化交流事業関連と思われるもの			22,519	9件	
1	H28. 10. 6		837	リトアニア文化交流事業	需用費
2	H28. 10. 6		150	リトアニア文化交流事業	需用費
3	H28. 10. 12		1,535	リトアニア文化交流事業	需用費
4	H28. 10. 13		3,649	リトアニア文化交流事業	需用費
5	H28. 10. 13		1,920	リトアニア文化交流事業	需用費
6	H28. 10. 13		1,883	リトアニア文化交流事業	需用費
7	H28. 10. 13		1,215	リトアニア文化交流事業	需用費
8	H28. 10. 13		10,230	リトアニア文化交流事業	需用費
9	H28. 10. 14		1,100	リトアニア文化交流事業	需用費

No.	年 月 日	摘 要	金 額	目 的	区 分
【3-G】 ホストタウン関係食事代と思われるもの			76,950	1件	
1	H28. 10. 27		76,950	ホストタウン関係食事代	交際費

【 パプアニューギニア負担金 】 出納簿 (項目別)

No.	年 月 日	摘 要	金 額	目 的	区 分
【3-H】新庁舎関連と思われるもの			60,228	11件	
1	H28. 10. 30		4,490	新庁舎備品	需用費
2	H28. 10. 30		1,836	新庁舎備品	需用費
3	H28. 10. 30		324	新庁舎備品	需用費
4	H28. 10. 30		972	新庁舎備品	需用費
5	H28. 10. 31		8,618	新庁舎備品	需用費
6	H28. 11. 12		663	新庁舎見学会	需用費
7	H29. 5. 22		29,000	新庁舎開庁	報償費
8	H29. 1. 4		3,957	新庁舎中学生 ペイント	需用費
9	H29. 4. 17		2,376	市長初登庁	需用費
10	H29. 5. 12		4,752	新庁舎備品	需用費
11	H29. 5. 12		3,240	楠枯損関係	交際費

No.	年 月 日	摘 要	金 額	目 的	区 分
【3-I】コーセー桜植樹式関連と思われるもの			113,426	8件	
1	H28. 11. 30		11,281	桜植樹式	需用費
2	H29. 1. 5		1,153	桜植樹式	需用費
3	H29. 2. 7		12,960	桜植樹式	需用費
4	H29. 2. 7		22,020	桜植樹式	交際費
5	H29. 2. 7		15,120	桜植樹式	交際費
6	H29. 2. 8		10,500	桜植樹式	交際費
7	H29. 2. 8		39,744	桜植樹式	使用料 賃借料
8	H29. 2. 8		648	桜植樹式	役務費

No.	年 月 日	摘 要	金 額	目 的	区 分
【3-J】さくらのまちづくり・観光施設関連と思われるもの			86,071	4件	
1	H29. 4. 5		57,207	さくらの まちづくり	役務費
2	H29. 4. 5		864	さくらの まちづくり	役務費
3	H29. 5. 22		26,000	秀緑・ゆめぶ らざオープン	報償費
4	H29. 5. 22		2,000	VTR作製御礼	交際費

その他の支出と思われるもの			4,485,852	54件	
---------------	--	--	-----------	-----	--

支出合計			7,269,046	78件	
------	--	--	-----------	-----	--

差引残額			1,466,149		
------	--	--	-----------	--	--